

平成 19 年 8 月 31 日

金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室 殿
法務省民事局参事官室 殿
法務省刑事局刑事課 殿

全国銀行協会

「利息制限法施行令（案）」及び「出資の受入れ、預り金及び
金利等の取締りに関する法律施行令（案）」に対する意見

「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」による一連の法改正は、多重債務問題の解決に資するものとして銀行界としても期待するところである。今回、上限金利の引下げおよび金利の概念の整理を行った出資法および利息制限法（以下、「出資法等」という。）の改正も、多重債務問題との関係では評価したい。

しかし、今回の出資法等の改正を含むみなし利息に関する規制は、その目的に照らして規制対象が広範に過ぎると考えられる。

すなわち、同改正は、「多重債務問題の解決の重要性」を理由としたものであるにもかかわらず、多重債務問題が生じている貸金業者やヤミ金融による貸付を中心とする消費者金融の分野にとどまらず、業として行う金銭消費貸借をすべて規制の対象としていることから、銀行取引、とりわけ多重債務問題の外にあるコーポレートファイナンスまでが規制の対象となる。

銀行取引では、もとより刑事罰の対象となるような高金利での貸付は行っておらず、そのことは今回の改正でも変わることはないが、銀行界としては、以下に述べるように、本改正を含むみなし利息に関する規制が、その本来の趣旨・目的を超えて、健全なる銀行取引の萎縮、金融商品・サービスの多様性の阻害、金融市場の利便性低下および国際競争力の低下につながりかねないと懸念している。

まず第 1 の問題は、法規制の対象となる「金銭の貸付けを行う者がその貸付けに関し受ける金銭」（みなし利息）の解釈が不明確な点である。貸金業者等による消費者金融では、少額・単発の定型的な貸付が主であり、このようなおおまかな定義であっても、規制対象は自ずと明らかになるのかもしれないが、一の顧客に対して高度で多種多様な金融商品、総合的な金融サービスを提供している銀行にあっては、様々な事務や調査・助言の対価を収受する中で、貸付の

対価とは別個であるが当該貸付と近接するサービスの対価を収受する場合もあり、そうした取引にあっては、みなし利息に該当するリスクを常に懸念しなければならない。

例えば、ストラクチャード・ファイナンスにおけるストラクチャーの構築や助言に関する対価、シンジケートローンにおけるアレンジメントに係る対価、市場実勢により決定されるような組込みデリバティブ解約時のマーケットコスト等が挙げられるが、仮に、貸付の対価とは別個の対価を得て行うこうした高度な金融取引において、みなし利息に該当する可能性が払拭できないとすると、次に述べるみなし利息の計算方法が明らかではないこととあいまって、そうした取引が萎縮し、金融市場の利便性低下につながりかねないと懸念するものである。すなわち、貸付とは別の対価を要する高度な金融取引の開発、活用が阻害されかねないと考える。

第2の問題は、みなし利息の計算方法が明らかではない点である。

銀行取引では、日々変動する複数の債権に対して包括的に根抵当権を設定するなどの場合があるが、その担保権設定に要する費用が「みなし利息」に該当するとした場合に、どの債権に対する利息と見るのか、対応する元本額はどうか、担保権の設定は行ったが未だ貸付が実行されない場合はどうかといった問題があるが、出資法等の文言上では明確でない。

また、他の事例として、コミットメントライン契約や当座貸越契約についての手数料等が「みなし利息」に該当するとした場合、貸付残高がゼロであれば当該手数料は貸付利率への換算は不可能ではないのか、或いは無限大となるのかといった問題もあるが、出資法等の文言上では明確でない。

こうした場合の計算方法如何によっては、現行のこれらの取引に支障が生じ、金融商品の設計に大きな制約が課されることになりかねない。

さらには、仮に広範な手数料等が「みなし利息」に該当する可能性があると考えた場合には、一の顧客に対して高度で多種多様な金融商品、総合的な金融サービスを提供している現状にあっては、いかなる場合も、瞬時であっても利息規制に抵触しないよう各種金利、手数料、諸費用等を日々管理する必要があり、上記の計算方法の問題も踏まえつつ極めて複雑な計算を行わなければならない。そのためには相当なシステム構築費用が避けられない。

以上の問題から、複雑・高度な銀行取引が萎縮し、金融商品・サービスのイノベーションが妨げられ、本邦金融市場の利便性および国際競争力が低下することや、新たな非関税障壁であるとの国際的批判を招くことになってはならないと考え、銀行界としては下記の2点を意見として申しあげる。

なお、以上の問題については、今回の上限金利の引下げおよび金利の概念の整理によって金融市場への悪影響が従来にも増して懸念される事態となってい

るところであるが、これらは今回の改正によって初めて生じたものではなく、そもそも出資法等が現代の複雑・高度な金融取引を想定しない規定ぶりとなっていることに起因するものである。

立法論としても、オープンで透明性の高い魅力的な市場であることを手当てするためにも、真に規制すべき対象の明確化や、規制の対象外としないセーフハーバーを規定するなど高度化する金融取引の実情に適切に対応した出資法等の現代化を含む立法措置も検討すべきであると考えます。

記

1. 「金銭の貸付けを行う者がその貸付けに関し受ける金銭」(みなし利息)の定義が抽象的・広範であることから、「多重債務問題の解決の重要性」に照らし問題がない健全な取引についてまで過度に規制がかからないよう、対象範囲につき、今後とも解釈に疑念が生じないよう明確化に努めていただきたい。
2. 出資法の「みなし利息」に関しては、今回の改正により「次に掲げるものを除き」とする例外が設けられ、その内容についての政令委任事項につき規定が設けられた(新出資法第5条の4第4項)。この点、「金銭の貸付けを行う者がその貸付けに関し受ける金銭」が対象であることは旧出資法第5条第7項と変わりなく、何が「金銭の貸付けを行う者がその貸付けに関し受ける金銭」に該当するかの判断は、同例外にかかわらず、従来どおりの解釈(当局による行政上の取扱いにおける解釈を含む)であることを確認したい(利息制限法第3条における「金銭を目的とする消費貸借に関し債権者の受ける元本以外の金銭」の「関し」についても同様に従来どおりの解釈であることを確認したい)。

【本件照会先 全国銀行協会 業務部 阿部、小倉 03-5252-3786】

以 上